

大情審答申第 504 号
令和 4 年 3 月 3 日

大阪市長
松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から令和 2 年11月 2 日付け大総務第 e-231号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 9 月 17 日付け大消救第 252 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で実施機関が公開しないこととした部分のうち、第 5 の第 4 項(3)記載部分に係る情報を公開すべきである。
本件決定のその他の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和 2 年 9 月 3 日に条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 28 年 3 月 23 日（水） 救急活動記録を請求する 発生場所東淀川区豊新」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、「救急活動記録（平成 28 年 3 月 23 日 災害番号 0083-1-1）」（以下「本件文書 1」という。）、「救急活動記録（平成 28 年 3 月 23 日 災害番号 0498-1-1）」（以下「本件文書 2」という。）、「救急活動記録（平成 28 年 3 月 23 日 災害番号 0572-1-1）」（以下「本件文書 3」といい、なお、「本件文書 1」及び「本件文書 2」と併せて、以下「本件各文書」という。）と特定した上で、本件各文書中、(1)事故種別、(2)活動区分、(3)時間・距離欄（現場から病院、全距離）、(4)発生場所、(5)発生場所区分、(6)傷病者欄（氏名、フリガナ、居住区分、住所、生年月日、年齢、要保護）、(7)初診時傷病名、(8)搬送先欄、(9)医療機関選定理由、(10)選定経過、(11)選定者、(12)指令内容、(13)口頭指導欄、(14)事故概要欄、(15)現場到着時所見欄、(16)現場状況欄、(17)救急隊処置欄、(18)身体所見図欄、(19)気管挿管欄、(20)薬剤、除細動、静脈路確保、薬剤特記事項欄、(21)特定行為指示欄、(22)現場応急処置欄、(23)車内収容後観察応急処置欄、(24)在宅療法維持のための救急隊

処置欄、(25)血液付着欄、(26)同乗者欄、(27)備考欄及び(28)心電図記録（以下「本件非公開部分」という。）を公開しないこととし、その理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

（説明）

(1)～(28)については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年10月21日に本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第4号に基づき、審査請求（以下、それぞれ「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

「公開しないこととした部分」を公開して下さい。

相続、後続人である審査請求人に対して認められるべきだ。

第4 実施機関の主張

実施機関は、本件決定の理由について、次のとおり主張する。

1 公開請求権について

条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、本市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、本市の有するその諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図るというものである。

この理念に基づき、条例第5条において、何人に対しても実施機関の保有する公文書の公開の請求権を認めている。

これらのことから明らかなように、条例に基づく公文書の公開請求に対し、当該公文書に記録されている各情報が条例第7条第1号から第7号までに規定する個人情報等の非公開情報に該当するか否かの判断に当たっては、請求者が当該個人情報等に関係のある人物であるか否かによって判断すべきものではなく、その情報の性質によって客観的に判断すべきものであり、その結論は誰からの請求であっても同じであるべ

きものである。

2 救急活動記録における非公開部分について

(1) 救急活動記録の性格について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条においては、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを消防の任務の一つと規定している。

救急活動記録については、実施機関の大阪市消防局救急規程（昭和 62 年消防長達第 4 号）第 30 条に救急隊が行った活動について記録し、保存しなければならない旨を定めている。さらに、救急規程運用要綱（昭和 62 年消防長訓（救）第 22 号）第 15 条において様式（第 2 号様式）を定めている。

救急活動記録には、傷病者の氏名、住所、生年月日、初診時傷病名、搬送先医療機関名、事故概要、現場到着時所見、救急隊処置など特定の個人を識別することができる情報や特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が多数含まれている。

救急活動記録は、単に救急隊が行った救急活動を上司に報告するためだけのものではなく、救急活動の検証や救急統計を作成し、分析することで、市民へのより高度な救急行政サービスの提供に活用するためのもので、法令等の規定により又は慣行として公にされる情報ではなく、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報でもない。

(2) 本件非公開部分の各部分の性格及び条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 事故種別

救急隊が対応した事案について、「交通事故」、「一般負傷」、「自損行為」、「急病」等のあらかじめ定められた選択肢からその事故の態様を選び、記録する項目である。

傷病者個人が遭遇した事故の種別であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、選択肢のうち「自損行為」を除くものについては、ごく一般的な事故の種別であり、あらかじめ定められた選択肢から選択するということを考慮すれば、個人の人格と密接に関連するものではない。しかしながら、「自損行為」については、傷病者の行為そのものを表すものであり、その事実は、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、事故種別に記録した情報は、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「利益侵害情報」という。）に該当する。

イ 活動区分

救急活動の区分をあらかじめ定められた選択肢から選び、記録する項目である。例えば、傷病者を医療機関に搬送する活動の場合、救急隊長が搬送先の医療機関を選定すれば「傷病者搬送（選択）」を選択し、傷病者等の意思に従い特定の医療機関を選定すれば「傷病者搬送（依頼）」となる。また、不搬送の場合、その理由として、傷病者が搬送等を拒否したことによるものであれば「不搬送（拒否）」を、酩酊のみと判断すれば「不搬送（酩酊）」を、傷病者が明らかに死亡していれば「不搬送（死亡）」を選択し、記録する。

傷病者個人に対する救急活動の区分であるから、傷病者個人に関する情報に該当する。

次に、選択肢のうち「傷病者搬送（選択）」等については、ごく一般的な活動区分であり、あらかじめ定められた選択肢から選択することを考慮すれば、個人の人格と密接に関連するものではない。しかしながら、不搬送の場合の活動区分については、より具体的な情報を記録しており、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、活動区分に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ウ 時間・距離欄（現場から病院、全距離）

「現場から病院」及び「全距離」それぞれに係る救急車の走行距離（キロメートル）を小数点第一位まで記録する項目である。「現場から病院」は、傷病者を救急事案発生場所から医療機関に搬送するまでに走行した距離を、「全距離」は、出場指令を受けた場所から救急事案発生場所及び搬送先医療機関を経由し消防署に帰署するまでに走行した距離を記録する。

仮に「現場から病院」の距離を公開した場合、本件各文書のうち救急活動を行った救急隊名（東淀川救急隊など）及び「現場までの距離」（出場指令を受けた場所から救急事案発生場所までの距離）は非公開情報に該当しないと判断し、公開していることから、これらの情報と照合することにより救急事案発生場所、さらには搬送先医療機関を推測される可能性がある。また、加えて「全距離」をも公開した場合は、搬送先医療機関から消防署までの走行距離も算出することができるため、他の距離情報と照合することにより救急事案発生場所、さらには搬送先医療機関を推測される可能性がより高くなる。

傷病者個人の搬送先医療機関は、個人に関する情報に該当し、これが推測されると、医療機関によっては精神科、心療内科のみを診療科目としているもの、がん治療を専門としているものもあることから、当該医療機関の名称や診療科目から病気の種別や受診の事実をうかがい知ることが可能となる場合もある。一般的に傷病者にとって、病気の種別や受診の事実、個人の身体に関わる重大な私的情報であり、また、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、時間・距離欄のうち現場から病院及び全距離に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

エ 発生場所

救急事案が発生した場所を記録する項目である。具体的には「〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号」と記録し、場所によっては「〇〇方」、「先路上」、店舗名や施設名等の情報を付加して記録する。

救急事案が発生した場所は、すなわち傷病者が当時存在していた場所に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

また、発生場所に記録した情報が傷病者の住所であった場合は、当該傷病者個人を識別することが容易である。さらに、当該情報が、傷病者が日常的に所在す

る職場や傷病者が頻繁に訪れる場所であった場合も、救急活動が行われた日時の情報や当該日時、場所に所在した者から聴取した情報と照合することにより、当該傷病者個人を識別することが可能である。そして、発生場所に記録した情報が公衆の場所や道路等であった場合も、傷病の原因となった事故等について報道された情報と照合することにより、当該傷病者個人を識別することが可能となる。

また、救急事案が発生した場所によっては、それ自体が傷病者の事故時の行為等を推測することができるものであり、その事実は、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、発生場所に記録した情報は、特定の個人を識別することができる情報（以下「個人識別情報」という。）及び利益侵害情報に該当する。

オ 発生場所区分

発生場所の区分をあらかじめ定められた選択肢から選び、記録する項目である。例えば、住宅内で発生したものであれば、「居室（住宅）」、「浴室（住宅）」など、施設等で発生したものであれば、「官公庁」や「性風俗関連店舗」など様々な選択肢がある。

救急事案が発生した場所すなわち傷病者が当時存在していた場所に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、上記に例示した各発生場所区分のように、事故が発生した場所によっては、傷病者の事故時の行為等を推測することができるものであり、その事実は、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、発生場所区分に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

カ 傷病者欄（氏名、フリガナ、居住区分、住所、生年月日、年齢、要保護）

傷病者の「氏名」、「フリガナ」、「居住区分（『発生区居住』、『国外居住』、『住所不定』等傷病者の居住の実態を選択肢から選び記録する項目）」、「住所」、「生年月日」、「年齢」、「要保護（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する要保護者（ただし、被保護者を除く。）又は行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に規定する行旅病人若しくは行旅死亡人に準ずる者に該当するか否かを選択する項目）」を記録する項目である。

いずれも傷病者の個人に関する情報に該当する。

次に、上記のうち氏名、フリガナ、住所、生年月日及び年齢については、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別することができるものである。

また、居住区分及び要保護については、上記に例示するように、一般的に他人に知られたくないと考える私的情報で、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものも含まれている。

したがって、傷病者欄に記録した情報は、個人識別情報及び利益侵害情報に該当する。

キ 初診時傷病名

搬送先医療機関の医師の初診時における診察結果に基づく傷病名を記録する項目である。

傷病者の傷病に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、一般に、傷病名は、個人の身体に関わる重大な私的情報であり、この情報は、個人に関する情報の中でも秘匿性が極めて高いものであり、他人に知られたくないと考える情報である。よって、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、初診時傷病名に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ク 搬送先欄

搬送先医療機関について記録する項目であり、「医療機関名」、「医療体制」、「開設主体（国立、公立、私的等）」、「診療科目」、「傷病程度」、「傷病種別」、「引継医師」を記録する。

傷病者個人が搬送された医療機関に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、一般的に傷病者にとって、病気の種別や受診の事実は、個人の身体に関わる重大な私的情報である。また、医療機関によっては精神科、心療内科のみを診療科目としているもの、がん治療を専門としているものもあることから、当該医療機関の名称や診療科目などから、病気の種別や受診の事実をうかがい知ることが可能となる。よって、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

また、引継医師は、傷病者を引き継いだ医師の名前であるため、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、搬送先欄に記録した情報は、個人識別情報及び利益侵害情報に該当する。

ケ 医療機関選定理由

搬送先医療機関を選定した理由をあらかじめ定められた選択肢から選び、記録する項目である。例えば、傷病者の症状に適応する医療機関のうち救急現場から直近の医療機関を選定した場合は「直近科目適応」を、傷病者等からの依頼により選定した場合は「依頼搬送」を、高度な専門的治療が必要と判断し、それに対応できる医療機関を選定した場合は「高次救急」を選択する。

傷病者の搬送に当たり医療機関を選定した理由に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、上記で例示した選択肢によっては、傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる。一般的に傷病者にとって、傷病程度は、個人の身体に関わる重大な私的情報で、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、医療機関選定理由に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

コ 選定経過

搬送先医療機関が決定するまでに連絡した、他の医療機関名を記録する項目である。

したがって、選定経過に記録した情報は、上記クと同様の理由により利益侵害情報に該当する。

サ 選定者

搬送先医療機関を選定した者について、あらかじめ定められた選択肢から選び、記録する項目である。例えば、「病院」、「救急隊」、「本人」、「家人」等から選択する。

上記ケと同様、傷病者の搬送に当たり医療機関を選定した理由に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

また、搬送先医療機関を選定した者が「病院」であったのか、「本人」であったのか等の情報により、上記ケと同様に傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる情報である。

したがって、選定者に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

シ 指令内容

救急事案について 119 番通報を受けた指令情報センターが通報者から聞き取った内容に基づき、救急隊に指令した内容を記録する項目である。例えば、傷病者の年齢、症状、事故状況等を記録する。

傷病者等が救急要請した際の傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、例示した情報のうち、年齢については、上記カと同様に当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

また、症状、事故状況等については、それ自体が傷病者の状態や行為等そのものを表すものであり、その事実は、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、指令内容に記録した情報は、個人識別情報及び利益侵害情報に該当する。

ス 口頭指導欄

119 番通報を受けた指令情報センターや救急隊員が救急事案発生場所到着までの間に、傷病者やその関係者等に指導した応急処置等の内容について、あらかじめ定められた選択肢から選んで記録する項目である。例えば、傷病者が心肺停止状態で心肺蘇生法を指導した場合は「心肺蘇生法」と記録し、傷病者の喉や気道にある異物の除去方法を指導した場合は「気道異物除去法」と記録する。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、これらの情報は、当該救急活動における傷病者の具体的な症状に応じた応急処置等の指導内容であるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、口頭指導欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

セ 事故概要欄

傷病者等から聴取し、又は救急隊が現認した事故の概要を記録する項目である。傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、事故概要欄に記録された情報は、事故発生時の状況や傷病者の具体的な症状等であるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、事故概要欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ソ 現場到着時所見欄

傷病者に最初に接触した時の観察結果について記録する項目である。例えば、「主訴又は主症状」、「意識」、「呼吸状態」、「脈拍の状態」等を記録する。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、傷病者の観察結果は、上記例示のとおり傷病者の具体的な状態等を示すものであるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、現場到着時所見欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

タ 現場状況欄

救急隊が救急事案発生場所に到着した時の現場の状況について記録する項目である。例えば、傷病者の関係者が胸骨圧迫等の応急処置を実施していた場合、その旨を記録する。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、現場状況欄に記録した情報は、救急隊が実際に見聞した状況であるが、上記例示のように傷病者の状況等、現場状況を具体的に示すものであるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、現場状況欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

チ 救急隊処置欄

救急隊が行った処置について、あらかじめ定められた項目にチェックを付ける方式で記録する欄である。例えば、「止血」、「心肺蘇生」、「除細動」、「アドレナリン投与」等の項目がある。

傷病者が受けた処置の内容であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、これらの情報は、傷病者の具体的な症状に応じて救急隊が行った処置内容であるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、救急隊処置欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ツ 身体所見図欄

傷病者の身体に関して、救急隊の所見を身体図に記録する項目である。具体的には、傷病者に出血や変形等がみられる場合、身体図にその部位を図示して傷などの状況を記録している。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、身体所見図欄に記録した情報は、上記のように傷病者の状況を具体的に示すものであるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個

人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、身体所見図欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

テ 気管挿管欄

傷病者に対して気管挿管を行った場合、実施した「時刻」、実施した「場所」等を記録する項目である。

よって、気管挿管が実施されたという傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、気管挿管の実施の有無は傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる情報であり、傷病者の状況を具体的に示すものであるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、気管挿管欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ト 薬剤、除細動、静脈路確保、薬剤特記事項欄

薬剤、除細動及び静脈路確保を実施した「時刻」や実施した「場所」等を記録する項目である。

これらの処置を受けたという傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、これらの処置の有無は傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる情報であるため、上記テと同様に個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、薬剤、除細動、静脈路確保、薬剤特記事項欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ナ 特定行為指示欄

気管挿管等の特定行為（救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項の規定により救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。以下同じ。）を指示した「医師」や「指示」の内容などを記録する項目である。

特定行為を受けたという傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、特定行為の有無は、傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる情報であるため、上記テと同様に個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

また、特定行為を指示した医師の名前は、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、特定行為指示欄に記録した情報は、個人識別情報及び利益侵害情報に該当する。

ニ 現場応急処置欄

「気道確保」、「酸素投与」、「人工呼吸」その他救急隊が現場において実施した応急処置を具体的に記録する項目である。

応急処置を受けたという傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する

る情報に該当する。

次に、現場応急処置欄に記録した情報は、傷病者の具体的な症状に応じて救急隊が行った処置の内容であるから、上記チと同様に、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、現場応急処置欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ヌ 車内収容後観察応急処置欄

傷病者を救急車内に収容してから搬送先医療機関に到着するまでの間に救急隊が実施した観察結果及び応急処置を記録する項目である。

観察によりわかった傷病者個人の状態及び応急処置を受けたという傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

また、車内収容後観察応急処置欄に記録した情報は、上記ソ及びチと同様に、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、車内収容後観察応急処置欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ネ 在宅療法維持のための救急隊処置欄

在宅療法維持のために救急隊が処置を実施した場合に、あらかじめ定められた項目にチェックを付ける方式で記録する項目である。具体的には「点滴」、「外傷」等の選択肢がある。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、在宅療法に係る情報は、病気の種別や受診の事実をうかがい知ることが可能な情報であり、病気の種別や受診の事実、個人の身体に関わる重大な私的情報であるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、在宅療法維持のための救急隊処置欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ノ 血液付着欄

傷病者の血液など救急隊員への感染危険が疑われる物質が付着したか否かについて、選択肢から選ぶ方式で記録する項目である。

傷病者の出血等の有無に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、この情報は、傷病者の出血の有無だけではなく、場合によっては大量出血等の状況をうかがい知ることができる情報であるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、血液付着欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

ハ 同乗者欄

救急車への同乗者について、傷病者との関係、氏名を記録する項目である。

同乗者の個人に関する情報に該当する。

次に、この情報は、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することによ

り、特定の個人が識別されるおそれがあると認められるものである。

したがって、同乗者欄に記録した情報は、個人識別情報に該当する。

ヒ 備考欄

救急活動記録にあらかじめ項目を設けていない事項やあらかじめ設けた項目に関して詳細に記述する必要がある事項を記録する欄である。例えば、傷病者の搬送に時間を要した場合の理由や傷病者に行った応急処置の詳細等その記録内容は多岐にわたるが、一般的には傷病者の病状や応急処置等の事実経過を具体的に記録するものである。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、上記のとおり、傷病者の病状や応急処置等の事実経過を具体的に示すものであるから、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、備考欄に記録した情報は、利益侵害情報に該当する。

フ 心電図記録

傷病者の心電図の記録である。

傷病者個人の状態に係る情報であるから、個人に関する情報に該当する。

次に、心電図に記録された情報は、傷病者の状況を具体的に示すものであり、また、傷病者の傷病程度をうかがい知ることができる情報であるため、個人の人格に密接に関連し、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、心電図記録は、利益侵害情報に該当する。

(3) その他

なお、従前から救急搬送後に死亡した傷病者の遺族等から当該救急活動の記録、すなわち実施機関職員による当該職務の遂行に係る情報（死亡した被搬送者の個人情報を含む。）の提供を求める要望が数多くあった。こうした実態を踏まえ、実施機関では、平成 18 年に制定した死亡者の救急活動記録の情報提供に係る要綱（平成 18 年消防長訓（救）第 1 号）（以下「要綱」という。）により、情報提供の制度化を行い、以後は、実施機関が保有する救急活動記録のうち死亡者に関する情報について、遺族等から要綱に基づく申し出があれば、要綱に基づいて提供することとしている。

審査請求人からもこれまで、平成 28 年 5 月 12 日付け及び令和 2 年 10 月 12 日付けで要綱第 4 条に定める情報提供の申出があったため、実施機関は、要綱に基づき本件請求に係る公文書のうち救急活動記録（平成 28 年 3 月 23 日 災害番号 0083-1-1）の一部（特定行為指示医師氏名及び一部の同乗者氏名を除く情報）を審査請求人に 2 度提供していることを申し添える。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参

加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件各文書で実施機関が条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした情報の公開を求めて争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号該当性である。

3 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

4 本件非公開部分の条例第7条第1号該当性について

(1) はじめに

条例第7条第1号本文にいう「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報の他、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味するものである。

本件非公開部分に係る情報は、いずれも特定の個人である傷病者に対する救急活動に関する情報であり、当該傷病者個人に関わる情報であることは明らかであるとともに、その性質上、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウには該当しないと認められることを踏まえ、以下、各欄の同号本文該当性について検討する。

(2) 本件非公開部分について

ア 「事故種別」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)アに記載のとおりであり、予め定められた事故の態様に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものであるところ、同選択肢の項目は「交通事故」、「一般負傷」等のおよそ一般的な事故の種別を示すものではあるが、本件請求のように事故の発生日時や発生場所が限定されている場合においては、当該発生日時や発生場所に係る情報やマスメディアにより報道される情報等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

イ 「活動区分」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)イに記載のとおりであり、予め定められた救急活動の区分に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものであるところ、当該傷病者の搬送の有無に係る情報については、例えば、救急隊が事故現場に到着した時の救急車のサイレン等に気付いて同現場に参集した一般人においても認識することが可能な場合があると言える。よって、特に本件請求のように事故の発生日時や発生場所が限定されている場合には、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ウ 「時間・距離」欄について

本欄に記載される情報のうち、本件非公開部分である「現場から病院」、「全距離」の項目に記載される具体的距離の趣旨については第4の第2項(2)ウに記載のとおりであり、本件請求において審査請求人により限定されている事故の発生日時及び発生場所に係る情報、その他本欄において既に公にされている他の各距離に係る情報等と照合することにより、当該事故の詳細な発生場所や搬送先の医療機関が特定され、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄のうち本件非公開部分である「現場から病院」、「全距離」の距離に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

エ 「発生場所」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)エに記載のとおりであり、当該事故の発生場所に係る「町名」以下の詳細な番地等に係る情報であることから、かかる情報が公にされることにより具体的な事故の発生場所が明らかとなり、その他本件請求において審査請求人により限定されている事故の発生日時等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

オ 「発生場所区分」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)オに記載のとおりであり、予め定められた発生場所の区分に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものであるところ、同選択肢の中には「官公庁」や「性風俗関連店舗」という施設の種別に係るものが含まれている。よって、本件請求のように発生した事故の発

生場所が限定されている場合には、かかる情報が公にされることにより当該事故の発生場所が特定され、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

カ 「傷病者」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)カに記載のとおりであり、当該案件に係る傷病者についての「氏名」、「フリガナ」、「居住区分」、「住所」、「生年月日」、「年齢」、「要保護」に係る情報が各々記載されるものである。

これらのうち、「氏名」、「フリガナ」、「住所」、「生年月日」、「年齢」に係る情報は、当該傷病者を特定する情報そのものであり、かかる情報が公にされることにより当該傷病者の識別が可能となると言える。

また、「居住区分」に係る情報については、予め定められた当該傷病者の居住の実態に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものであるところ、同選択肢の中には「発生区居住」等、当該傷病者が、「発生場所」欄に記載された区内に居住していることを示すものが含まれている。よって、本件請求のように発生した事故の発生場所が限定されている場合には、かかる情報が公にされることにより当該傷病者の識別が可能となると言える。

さらに、「要保護」に係る情報については、当該傷病者が生活保護法第6条第2項に定める「要保護者」（同条第1項に定める「被保護者」は除く。）等に該当するか否かに係る情報が記載されるものであり、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、一般的には他者に知られたくないものと推認される個人の私的な生活状況の実態に係る情報であって、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであることから、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

キ 「初診時傷病名」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)キに記載のとおりであり、当該傷病者における初診時の具体的な傷病名が記載されるものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格に密接に関連する情報として、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ク 「搬送先」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)クに記載のとおりであり、当該傷病者が救急搬送された場合の搬送先の医療機関に関して、当該医療機関についての「医療機関名」、「医療体制」、「開設主体（国立、公立、私的等）」、「診療科目」、「傷病程度」、「傷病種別」、「引継医師」の各項目に係る情報について記載されるものである。

これらの項目のうち、「医療体制」と「開設主体」に係る情報については、専

ら当該傷病者の搬送先である医療機関の属性に係る情報ではあるが、本件請求において審査請求人により限定されている「発生場所」に係る情報、また、その他公にされている「時間・場所」欄における時刻に関する情報等とも照合すれば、当該傷病者に係る搬送先の医療機関が特定され、これにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

次に、これらの項目のうち、「医療機関名」、「診療科目」、及び「引継医師」に係る情報については、これらの情報が公にされることにより、当該傷病者に係る搬送先の医療機関が特定され、これにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

さらに、これらの項目のうち、「傷病程度」と「傷病種別」に係る情報については、当該傷病者に係る具体的な傷病の状態が記載されるものであり、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の身体の状態そのものを示す情報として当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであるから、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ケ 「医療機関選定理由」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ケに記載のとおりであり、予め定められた搬送先医療機関の選定理由に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものである。

これらの選択肢に係る情報については、当該情報からは勿論、他の情報と照合したとしても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないものの、当該選択肢には「高次救急」等、当該傷病者に対して高度な医療的処置を要するものであったこと、すなわち、当該傷病者の傷病の程度、身体の状態そのものを明らかにする項目が含まれていることから、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであり、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

コ 「選定経過」欄について

実施機関によれば、本欄に記載される情報は第4の第2項(2)コに記載のとおりであるが、当審査会において本件各文書を見分したところ、誰がどのような理由で医療機関の選定を行ったかという具体的な経過も記載されている。よって、本欄にかかる情報が公にされることにより、当該傷病者の具体的な家族関係や傷病の内容が明らかになるおそれがあり、本件請求において、審査請求人により限定されている事故の発生日時や事故の発生場所に係る情報等の他の情報と照合することで、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

サ 「選定者」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)サに記載のとおりであり、予め定められた当該傷病者の搬送先である医療機関を選定した者に係る選択肢の中から当該

案件に該当するものを選択するものである。

これらの選択肢に係る情報からは勿論、他の情報と照合したとしても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないものの、実施機関の主張によれば、例えば、当該選択肢の項目である「病院」が搬送先の医療機関の選定を行ったか、「本人」が搬送先の医療機関の選定を行ったかは、当該傷病者の具体的な傷病の程度につながる情報であるとのことであるから、当該傷病者の傷病や身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであると言えることから、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

シ 「指令内容」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)シに記載のとおりであり、救急指令情報センターが通報を受けた際の通報内容(当該傷病者の年齢、症状、事故状況等)を具体的に記載するものであることから、本件請求において審査請求人により限定されている事故の発生場所や発生日時等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ス 「口頭指導」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)スに記載のとおりであり、通報を受けた指令情報センターや救急隊員が、当該通報の内容を前提にして傷病者やその関係者等に対して行った具体的な指導の内容を記載するものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の身体の状態そのものを示す情報として当該傷病者の人格と密接な関連性を有し、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

もともと、本欄に記載がない場合においては、単に「口頭指導」が行われなかったことを示すのみであり、かかる情報が公にされたとしても当該傷病者が識別できるとまでは言えず、また、かかる情報は当該傷病者の身体の状態を示すものとも言えないことから、公にされることにより当該傷病者の権利利益を害するおそれがあるとも言えない。

したがって、本欄に記載がある場合のその記載されている情報は条例第7条第1号に該当するが、本欄に記載がない場合の記載がないとの情報は条例第7条第1号には該当しない。

なお、後者において公開とした場合、非公開とする場合には本欄に記載があることを推認させることになるが、救急指令センターの判断で「口頭指導」が行われたこと自体が推認されたとして、他の情報と照らし合わせても当該傷病者の識別は困難であり、かつ、当該傷病者の権利利益を侵害するものではないと言える。

セ 「事故概要」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)セに記載のとおりであり、実施機関によれば、救急隊が現場に到着した際のその現場での事故の現認状況又は傷病者本

人や関係者からの聴取内容を具体的に記載するものであることから、具体的な事故現場の状況等が記載されるものであり、かかる情報は、本件請求において審査請求人が限定している発生場所や発生日時等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ソ 「現場到着時所見」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ソに記載のとおりであり、救急隊が現場に到着した際の当該傷病者の観察結果を具体的に記載するものであることから、当該傷病者の身体の状態に係る具体的な情報が記載されるものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の身体の状態そのものを示す情報として、当該傷病者の人格と密接な関連性を有し、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

タ 「現場状況」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)タに記載のとおりであり、救急隊が現場に到着した際の当該現場の状況を具体的に記載するものであるところ、具体的な事故現場の状況に係る情報が記載されることが想定され、かかる情報については、本件請求において審査請求人が限定している発生場所や発生日時等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

チ 「救急隊処置」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)チに記載のとおりであるところ、救急隊が行った処置について、予め示している「止血」、「心配蘇生」、「除細動」、「アドレナリン投与」等の具体的な処置に係る選択肢の中から当該案件に該当するものをチェックするものであり、これらの情報については、当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の具体的な傷病名や身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は、条例第7条第1号に該当する。

ツ 「身体所見図」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ツに記載のとおりであり、予め救急記録に記載されている身体の概略図に、当該傷病者において出血や変形等の外形的所見が認められる箇所を記入するものであるところ、これらの情報については、当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、記入がある場合には当該傷病者において外形的所見が認められる具体的な部分が特定されるとともに、記入のない場合には外形的所見はないものの身体の内部における支障を推認させるものとなることから、当該傷病者に係る具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連

性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

テ 「気管挿管」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)テに記載のとおりであり、救急隊が「気管挿管」という具体的な救急処置を行った場合の具体的な経過（実施した時刻、実施した場所等）を記載するものであるところ、かかる情報については、当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者に係る具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ト 「薬剤、徐細動、静脈路確保、薬剤特記事項」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)トに記載のとおりであり、救急隊が「薬剤投与」、「徐細動」、「静脈路確保」といった具体的な救急処置を行った場合の具体的な経過（実施した時刻、実施した場所等）を記載するものであるところ、かかる情報については、当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者に係る具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ナ 「特定行為指示」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ナに記載のとおりであり、当該傷病者に対して「気管挿管」等の具体的な処置を指示した医師の氏名や、当該指示の内容を記載するものであるから、これらの情報については、本件請求において審査請求人が限定した発生場所や発生日時等の他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ニ 「現場応急処置」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ニに記載のとおりであり、現場において救急隊が当該傷病者に対して行った「気道確保」、「酸素投与」等の具体的な処置の内容を記載するものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ヌ 「車内収容後観察応急処置」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ヌに記載のとおりであり、当該傷病者

を救急車内に収容してから搬送先の医療機関に到着するまでの間に、救急隊が当該傷病者に対して行った応急処置等の具体的な内容が記載されているものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の具体的な身体の状態を示す情報であり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ネ 「在宅療法維持のための救急隊処置」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ネに記載のとおりであり、当該傷病者に対して救急隊が在宅療法維持のために行った処置について、予め示している「点滴」等の具体的な処置に係る選択肢の中から当該案件に該当するものをチェックするものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、本欄に記載される情報は当該傷病者の具体的な身体の状態を明らかにするものであり、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであって、これらの情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ノ 「血液付着」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ノに記載のとおりであり、救急隊員への感染防止等の観点から、予め定められた血液の付着の有無に係る選択肢の中から当該案件に該当するものを選択するものであるところ、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者に係る具体的な身体の状態の一つとしての出血の有無を推認させる情報であって、当該傷病者の具体的な身体の状態を明らかにするものであるから、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであり、かかる情報が公にされることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ハ 「同乗者」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ハに記載のとおりであり、当該傷病者の搬送に際して救急車に同乗した者の氏名や当該傷病者との関係が記載されるものであることから、本欄に記載される情報が公にされることにより、当該同乗者及び当該傷病者の識別が可能となると言える。

また、仮に同乗者が存在しなかった場合の、同乗者がいない旨の情報も、本件請求のように事故の発生場所や発生日時等が限定されている場合においては、当該事故現場に居合わせた者において、救急車に同乗した者が存在しなかった事案として当該事案を認識できることが考えられ、当該傷病者の識別が可能となると言える。

したがって、本欄に係る情報は条例第7条第1号に該当する。

ヒ 「備考」欄について

本欄に記載される情報は第4の第2項(2)ヒに記載のとおりであり、救急活動記録に予め項目を設けていない事項や、予め設けている項目に関して詳細に記述する必要がある事項を記録するものであることから、本欄には、当該案件に係る事故現場の具体的状況や、当該傷病者の具体的な傷病の状況、当該傷病者に対する具体的な救急処置の内容、経過に関して具体的な情報が記載されることが想定されるものである。かかる情報はその内容によっては当該情報から、又は他の情報と照合することにより、当該傷病者の識別が可能になると言える上、仮に識別が可能とは言えない内容であったとしても、当該傷病者に係る身体的具体かつ詳細な状況に関連する情報である可能性があり、かかる情報は当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであるから、公にされることにより当該傷病者個人の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

もっとも、本欄においては、予め特定の内容が記載されることが想定されているものではないことから、仮に本欄に記載のない場合においては、その記載がない旨の情報は、当該情報そのものは勿論、他の情報と照合しても当該傷病者の識別が可能となるとは言えない。また、かかる情報は当該傷病者の傷病や身体の状態を示すものでもないことから、これらが公にされたとしても当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

したがって、本欄に記載がある場合のその記載されている情報は条例第7条第1号に該当するが、本欄に記載がない場合のその記載がないとの情報は条例第7条第1号には該当しない。

なお、後者において公開とした場合、非公開とする場合には本欄に記載があることを推認させることになるが、「備考」欄に記載があること自体が公にされたとして、当該傷病者の識別にはつながらず、また、当該傷病者の権利利益を侵害するとも言えない。

フ 「心電図記録」について

本記録は第4の第2項(2)フに記載のとおりであり、かかる情報は当該情報からは勿論、他の情報と照合しても直ちに当該傷病者の識別が可能となるとまでは言えないが、当該傷病者の具体的な身体の状態を示す情報であることから、当該傷病者の人格と密接な関連性を有するものであり、かかる情報を公にすることにより、当該傷病者の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

したがって、本欄に係る情報は、条例第7条第1号に該当する。

(3) 小括

以上のとおり、本件非公開部分のうち、以下に掲げる部分は、条例第7条第1号には該当しないため、これらの部分については公開すべきである。

ア 本件文書1について

上記(2)に掲げる各欄のうち、以下の欄
スのうち「救急隊」欄

イ 本件文書2について

上記(2)に掲げる各欄のうち、以下の欄

ス
ウ 本件文書3について
上記(2)に掲げる各欄のうち、以下の欄
ス、ヒ

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、本件決定に関し、同人自身が救急活動記録に係る傷病者の相続人であることを理由に、本件決定による非公開部分が公開されるべきことも主張している。

この点、条例に基づく公文書公開請求において、当該公文書に記録されている各情報についての条例第7条第1号への該当性による非公開の適否の判断にあたっては、当該公開請求者と当該各情報に係る個人情報等との関係性ではなく、当該各情報の性質に照らして客観的に判断すべきものである。

したがって、本件請求において、審査請求人と本件各文書に係る傷病者との関係は、公文書公開請求に対する決定である本件決定において、公開、非公開の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第12号

年 月 日	経 過
令和2年11月2日	諮問書の受理
令和3年4月5日	実施機関からの意見書の収受
令和3年5月26日	調査審議
令和3年6月23日	調査審議
令和3年7月27日	調査審議
令和3年8月25日	調査審議
令和3年9月24日	調査審議
令和3年11月17日	調査審議、実施機関の陳述
令和3年12月28日	調査審議
令和4年3月3日	答申